

## 大和町農業経営継続支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響等によって、米価が低迷し、肥料等農業資材及び光熱動力費が高騰したことで、経営に大きな影響を受けている町内の出荷及び販売農家に対し、営農負担の軽減と農業経営の維持及び継続を図るため、臨時かつ特別の措置として予算の範囲内で支援金を交付するものとして、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大和町地域水田農業推進協議会に対し水稻作付実施計画書を提出していること。
- (2) 生産物を出荷及び販売していること。
- (3) 他の自治体から類似の補助金等の交付を受けていない者であること。

### (支援事業の対象農地)

第3条 支援事業の対象は、令和4年産の農作物を作付けし、出荷及び販売を行った農地とする。ただし、交付申請時において播種等を行ったものの収穫期を迎えていない等の理由から出荷及び販売を行えないものについては、誓約書（様式第2号）の提出により出荷及び販売を行ったものとみなす。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、水稻作付実施計画書における主食用米の作付面積及び転作の現地確認結果等を踏まえ、交付の対象として町長が認めた面積（以下「交付対象面積」という。）に対し、次のとおりとする。

種別	区分	対象作物	支援額	控除
米価下落支援金	出荷及び販売用	水稻	10aあたり1,000円	自家消費等分として1経営体につき10a
農業用資材及び光熱動力等支援金		全作物	10aあたり3,000円	

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は大和町農業経営継続支援金交付申請書(様式第1号)を、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 出荷・販売していることが確認できる伝票等の写し
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 振込口座が確認できる通帳等の写し
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときには、その内容を審査し、適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、大和町農業経営継続支援金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は前項に基づく交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告については、第5条に規定する交付申請書の提出によりなされたものとみなす。

(支援金の額の確定)

第8条 規則第13条に定める支援金の額の確定については、第6条の規定による支援金の交付の決定をもって確定したものとみなす。

(交付の取消し等)

第9条 町長は、支援金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき
- (3) その他町長が不相当と認めるとき

2 前項の規定による取り消しをした場合において、すでに支援金が交付されているときは、それに相当する金額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大和町農業経営継続支援金交付申請書

年 月 日

大和町長 殿

申請者 住所  
名称  
氏名

印

下記のとおり大和町農業経営継続支援金の交付を受けたいので、大和町農業経営継続支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

【米価下落支援金】

1. 売上減少の確認

（確認の上、該当するものに☑を記入してください。☑がなければ申請いただけません）

新型コロナウイルス感染症により、令和2年産と比較して令和4年産米の買取価格が下落し、稲作部門の売り上げが減少している。	<input type="checkbox"/>
令和2年と比較して売上が減少した月（対象月に☑）	<input type="checkbox"/> 9月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月
主な出荷先	<input type="checkbox"/> JA <input type="checkbox"/> 浅多商店 <input type="checkbox"/> 遠藤重一商店 <input type="checkbox"/> その他( )

2. 申請金額（対象面積10アール当たり1,000円）

主食用米作付面積	アール（交付対象面積	アール）
支援金		円 ①

【農業用資材及び光熱動力等支援金】

3. 申請金額（対象面積10アール当たり3,000円）

品目	交付対象面積（アール）	支援金
		円
		円
		円
合計		円 ②

4. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円（① + ②）

※裏面に振込先金融機関記入欄があります。必ずご確認ください。

5. 支援金振込先口座

銀行・信金・信組・農協・労金		口座 番号						
本店	支店・出張 所							
預金種別	普通 ・ 当座	金融機関 コード						
口座名義人	(カタカナ)							
	(漢 字)							

6. 添付書類

(1) 出荷・販売していることが確認できる伝票等の写し

対象が主食用米のみの場合・・・主食用米の伝票1枚

対象が主食用米以外の場合・・・いずれかの品目の伝票1枚

主食用米と他の品目が混在する場合・・・主食用米の伝票1枚と他の品目のうちい  
れかの伝票1枚の合計2枚

(2) 誓約書

(3) 振込口座が確認できる通帳等の写し（下の枠内に張り付けてください）

(4) 町長が必要と認める書類

振込先金融機関口座確認書類の写し添付箇所

※貼り付け前に、必ず確認してください。

- 記載した金融機関の口座番号等、貼り付けする通帳等の写しの口座番号は一致している。
- 貼り付けする書類の金融機関・支店名、口座番号、口座名義（カナ）の文字が見えている。

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

私は、大和町農業経営継続支援金（以下「支援金」という。）の申請を行うにあたり、次に記載の項目について、誓約します。

下記事項を確認のうえ、□にレ印を記入してください。

チェック	大和町農業経営継続支援金交付申請に関する誓約事項
<input type="checkbox"/>	支援金対象農地で令和4年産農作物を生産し、出荷及び販売しました。
<input type="checkbox"/>	他の自治体から類似の補助金等の交付は、受けていません。
<input type="checkbox"/>	水稻作付実施計画書に記載した作付面積に変更が生じた場合は、速やかに大和町農林振興課まで報告します。
<input type="checkbox"/>	申請書等の提出書類において虚偽の内容を申請したことが判明した場合には、支援金を返還すること又は交付されないことに異存ありません。
<input type="checkbox"/>	令和5年産米の生産の目安となる面積の達成に向けて努力します。
<input type="checkbox"/>	令和5年産の主食用米の作付けにあたっては、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入資格のある認定農業者及び集落営農組織、並びに収入保険の加入資格のある青色申告の農業者は加入に向けて努力します。

収穫期を迎えていない農作物がある場合

<input type="checkbox"/>	交付申請時、収穫期を迎えていない作物については、出荷及び販売を確実に実施します。
--------------------------	--

大和町長 殿

住 所

氏 名

印

様式第3号（第6条関係）

大和町農業経営継続支援金交付決定通知書

大和町指令第 号  
年 月 日

住所  
名称  
氏名 様

大和町長 浅 野 元

年 月 日付けで交付申請のありました大和町農業経営継続支援金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号）第4条及び大和町農業経営継続支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 条件その他

大和町農業経営継続支援金交付要綱第9条に規定する行為があった場合は、支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 振込予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日